

岸和田市庁舎建替に関する市民説明会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、岸和田市が庁舎建替事業を進めるにあたり開催する市民説明会（以下「説明会」という。）における会場の秩序を維持し、説明会の円滑な運営を確保するため、その取り扱いを定めることを目的とします。

(事務局及びその他要員)

第2条 説明会には、運営管理のため事務局を置きます。

2 事務局長は、総務部長とします。

3 事務局員は、庁舎建設準備課員を充てます。

4 前2項のほか必要に応じて事務局長が認めた者を出席させることができます。

(説明会の参加者)

第3条 説明会への参加対象者（以下「参加者」という。）は下記に掲げる者とします。

(1) 岸和田市在住者

(2) 岸和田市在勤者又は在学者

(3) 岸和田市に事務所又は事業所を有する者

(4) 岸和田市に納税義務を有する者

(5) 岸和田市の庁舎建替事業に利害関係を有する者

(参加手続)

第4条 参加者は、説明会への参加に際し、住所、氏名、その他運営において必要な事項を記入又は連絡し、事務局へ申し込むものとします。

2 前項の申込みは、1人につき1会場を限度とします。

(参加者の遵守事項)

第5条 参加者は、次の事項を守らなければなりません。

(1) 発言の機会を独占しないこと。

(2) 参加者の発言は事務局の案内に従うこと。

(3) 説明会時間を遵守すること。

(4) 特定の個人又は団体等に係る事柄など、説明会の開催趣旨に直接関わりのない事柄は発言しないこと。

(5) 大声を出す、又は放談等により、騒ぎたてることをしないこと。

(6) 暴言や拍手を行わないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、説明会の円滑な運営を妨げる行為をしないこと。

(禁止事項)

第6条 説明会会場内及びその付近において、下記の行為をしてはなりません。

(1) 広告物（ビラ、ポスターその他これらに類するものを含む。以下同じ。）を掲げ、はり、又は配る行為。ただし、会場の秩序を乱し、説明会の円滑な進行を妨げるものでないと認められ

る場合はこの限りではありません。

(2) 説明会等の写真、映像等を撮影し、又は録音等をしようとする行為。ただし、事務局において議事録の作成のために録音等をする事についてはこの限りではありません。

(3) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、説明会の円滑な運営を妨げる行為。

(違反に対する措置)

第7条 事務局は、参加者及びその他の者でこの要領に違反し、又はしようとする者に対し、これを止めるよう勧告し、なおその勧告に従わないときは、説明会場及びその付近から退去することを命じる場合があります。

2 事務局は、前項の措置を行ってもなお、説明会場の秩序の維持及び説明会の円滑な運営が困難であると認めるときは、説明会を閉会する場合があります。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、説明会の運営に関し必要な事項は事務局で定めます。

附 則

この要領は、令和4年12月26日から施行する。